

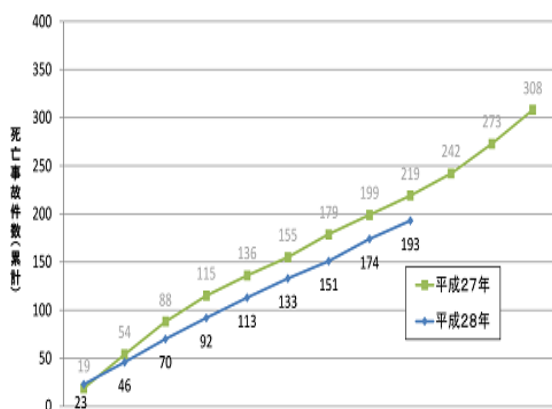
# 運送安全・安心通信

～平成28年11月号～

## ◇トラック第1当事者死亡事故件数が減少

警察庁がまとめた交通事故統計によると、平成28年9月末現在、事業用トラックが「**第1当事者**」となる交通死亡事故件数が、前年度の同月と比べ26件減少していることがわかりました。

事業用貨物車に係る第1当事者死亡事故件数の状況



月別件数	種別	28年												計
		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
28年	大型	10 (+2)	17 (-6)	15 (-4)	15 (-4)	10 (-1)	8 (-6)	9 (-6)	13 (-1)	9 (-5)				106 (-31)
	中型	11 (+1)	5 (-4)	8 (-3)	6 (0)	9 (-1)	10 (+6)	9 (±0)	9 (+5)	10 (+5)				77 (+9)
	普通	2 (+1)	1 (-2)	1 (-3)	1 (-1)	2 (+2)	2 (+1)	0 (±0)	1 (-1)	0 (-1)				10 (-4)
	合計	23 (+4)	23 (-12)	24 (-10)	22 (-5)	21 (±0)	20 (+1)	18 (-6)	23 (+3)	19 (-1)				193 (-26)
27年	合計	19	35	34	27	21	19	24	20	20	(23)	(31)	(35)	219

※平成28年9月末時点

※カッコ内は前年同月比増減数

資料：警察庁「交通事故統計」

この状況については、自動車運送事業者のコンプライアンス（法令順守）の意識が高まり、安全運転研修等の研修を積極的に行っていることや運行管理者による点呼等の安全管理がしっかり行われていることが要因と思われます。

しかし、**事業用トラックによる事故が無くなったわけではありません。**

毎日のニュースの中で、「トラックによる追突事故」や「トラックの横転事故」などの交通事故のニュースを聞きます。

トラックなどの大型車両は、一般車両と違い、一旦事故を引き起こしてしまうと「**大事故**」になり、**死亡事故になってしまう可能性が高くなります。**

「無事故・無違反」を常に心がけて、気を緩めず、緊張感をもってハンドルを握って頂きたいと思えます。

厳しくなる！！

## 貸切バス事業者に対する道路運送法改正案

○本年1月15日に発生した軽井沢スキーバス事故を踏まえ、貸切バス事業の許可に係る更新制の導入、事業者等の欠格事由の拡充、監査機能の強化と自主的改善の促進に向けて民間指定機関が巡回指導等を行うための負担金制度の創設等の措置を講ずる「道路運送法の一部を改正する法律案」が、平成28年10月16日に閣議決定されました。更新制は2017年4月施行、その他はこの年末からスキーシーズン前に必要な措置を講ずべく、法律が成立した場合、その公布日から1カ月以内から施行されます。

### 1. 安全確保を怠った悪質事業者への罰金の引上げ

・現行：100万円以下

→改正：1億円以下

### 2. 違反に関わった経営者や運行管理者ら個人への罰則強化

・現行→100万円以下の罰金

→改正：懲役1年以下、150万円以下の罰金

### 3. 事業許可の更新制の導入（2017年4月から施行）

・現行→無期限

→改正：原則5年更新。無事故・無違反の優良事業者は7年更新。

※更新制度は、新規参入業者だけでなく、約4500社ある既存の業者も対象。

※更新時に必要な書類として、「安全投資計画」と「収支見積書」の作成・提出が義務になる。

### 4. 民間監査機関の設置

・各社を巡回指導し、問題が確認された業者には国が監査に入り、必要に応じて処分する。

### 5. 不適格者の安易な再参入・処分逃れの阻止

※事業許可の欠格の延長

・現行：2年

→改正後：5年

※許可の取消を受けた会社の子会社等、処分逃れを目的として**監査後に廃業した者等**の参入の制限。

※運行管理者の資格者証の交付欠格期間

・現行：2年

→改正後：5年

※休廃業を30日前の**事前届出**へ

（現行：事後届出制）

トラバス

【ご用命、ご相談がございましたら、お気軽にお問い合わせください。】

□ 一般社団法人 運輸安全総研トラバス TEL: 044-299-9731

「トラバス」ホームページ: <http://trubus.org/>

メール: [tb@trubus.org](mailto:tb@trubus.org) \*24時間以内にご返信いたします。